

小型移動式クレーン運転技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：平成31年3月30日)

つり上げ荷重1トン以上5トン未満小型移動式クレーンの運転業務については、登録教習機関が行う「小型移動式クレーンの運転技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

なお、当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。

(安全衛生法第61条 施行令第20条第7号 クレーン第68条)

1. 受講資格 受講資格の制限はないが、満18歳以上の者でないと就業できません。

2. 学科開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成30年11月12日～13日 8時40分より (受付8時20分より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	80名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

3. 実技開催日時・会場

開催月日時	会場
平成30年 11月15日、16日、19日、20日 8:00～17:05 (修了試験含む)	松江市八雲町熊野4524 松江土建(株)資材センター内 (一社)島根労働基準協会 実技会場

※実技は上記日程のうち一日とし、本人へ学科最終日に決定して通知します。

※申込人数により実技の日程を変更する場合があります。

4. 学科講習科目・時間割

	科目	時間割	時間数
第一日	オリエンテーション	8:40～8:50	
	小型移動式クレーンに関する知識(休憩10分含む)	8:50～12:00	3
	《昼食・休憩》	12:00～12:50	
	小型移動式クレーンに関する知識 (続・休憩10分含む)	12:50～16:00	3
	<休憩>	16:00～16:05	
	関係法令	16:05～17:05	1
第二日	① 小型移動式クレーンの運転に必要な力学 (休憩10分含む)	8:50～12:00	3
	《昼食・休憩》	12:00～12:50	
	② 原動機及び電気に関する知識 (休憩10分含む)	12:50～16:00	3
	<休憩>	16:00～16:05	
	修了試験	16:05～17:05	(計13)

5. 受講料・テキスト代

区分 受講科目	受講料	テキスト代	合計
全科目受講者	25,920円 (本体24,000円+税)	1,645円 (本体1524円+税)	27,565円
一部免除者	24,840円 (本体23,000円+税)	1,645円 (本体1524円+税)	26,485円

6. 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除科目
1. クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2. 旧クレーン則第 235 条に規定するクレーン運転士又はデリック運転士免許を受けた者 3. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 4. 玉掛技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型移動式クレーン運転のために必要な力学 (①力学3時間) ○ 小型移動式クレーン運転のための合図 (実技の中の1時間)
1. 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者でショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作工法を選択した者、又は2級の技術検定第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 2. 車輛系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原動機及び電気に関する知識 (②原動機及び電気の知識3時間)
以下の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 (1)制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転 (2)つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 (3)つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転 (4)つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く) (5)つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転 (6)つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛 (7)つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転 (8)つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型移動式クレーン運転のための合図 (実技の中の1時間)

7. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

8. 携行品・服装

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技の際は、小型移動式クレーンの運転が可能な服装とし、ヘルメット、安全靴を必ず携行してください。(雨天の場合は、雨具を用意してください。)

9. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。(* 個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの)

10. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成が受けられます。

(島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。)

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当（電話 0852-20-7022）

11. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

※受講番号
※修了証番号

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者氏名			11月 12日 13日	松江
生年月日	昭和・平成 年 月 日			
住所	(郵便番号 -)			
勤務先	名称	(TEL - - FAX - -) 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。		
	所在地	(郵便番号 -)		
講習一部 免除科目等 <small>(該当する番号に○をして、裏面に免許証、修了証の写しを貼付してください)</small>	【免除科目】			
	1. 小型移動式クレーン運転のために必要な力学 2. 原動機及び電気に関する知識 3. 小型移動式クレーン運転のための合図(実技)			
	【6ヶ月以上従事関係】			
	(1)制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転 (2)つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 (3)つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転 (4)つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く) (5)つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転 (6)つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛 (7)つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転 (8)つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)			
	□年 □月から □年 □月まで □年 □ヶ月間 上記業務に従事しました。			
証明	上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;">事業者職氏名 印</div>			

上記のとおり申し込みます。	島根労働基準協会加入の有無	有	無
	受講料等納入方法	月 日	
	振込・現金	円	

平成 年 月 日 (裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。